



2020 年度
和歌山大学障がい学生支援部門
活動報告書

Student Accessibility Support Division
in Wakayama University

和歌山大学 クロスカル教育機構 障がい学生支援部門

Annual Report

※本報告書では、障害の「害」は、部署名のみがひらがな表記であり、
それ以外のものは原則として漢字の「害」で表記している。

目次

1. 和歌山大学における障害学生支援の概要	
(1) 設置経緯	1
(2) 支援体制	1
2. 相談状況	
(1) 利用学生数と障害種別の推移	2
(2) 相談状況	2
(3) 相談件数の推移	3
(4) 合理的配慮等実施状況	4
3. 障害学生支援サポーターの養成	
(1) サポーター養成講座の開催状況	5
(2) 勉強会等の実施状況	5
(3) 発達障害学生のピアサポーター制度の発足	5
(4) バリアフリーマップの更新	5
4. 教育活動	
(1) 授業科目「障がい学生支援概論」の開講	7
(2) 授業科目「ジェンダー論」への参加	7
(3) その他の授業科目	7
5. 啓発活動	
(1) 第8回「障がい学生支援を考える」FD/SD研修会	8
(2) 第1回「多様な学生の支援を考える」FD/SD研修会	8
(3) その他	8
6. 情報発信活動	
(1) ホームページ	9
(2) 障害学生支援ガイドブック	9
(3) 障がい学生支援部門リーフレット	10
(4) 「大学生活に困り感のある学生、障害のある学生への社会参加へ向けた統合的支援」リーフレット	10
(5) 新入生・留学生ガイドンス	10
(6) WEBマガジン「コロナと障害学生 #2 支援と葛藤」	10
7. 地域・就労支援機関との連携	
○ 第3回タウンミーティング	11
8. 他機関で開催された講習等への参加状況	12
9. 他機関で開催された研修会への講師派遣状況	12
10. 研究	12
11. 主な年間の活動	13
12. 支援機器一覧	14
13. バリアフリーマップ	16
<参考資料>	
—規定関連—	
基本方針	18
対応要領	19
—配慮の書類—	
配慮申請書等	24

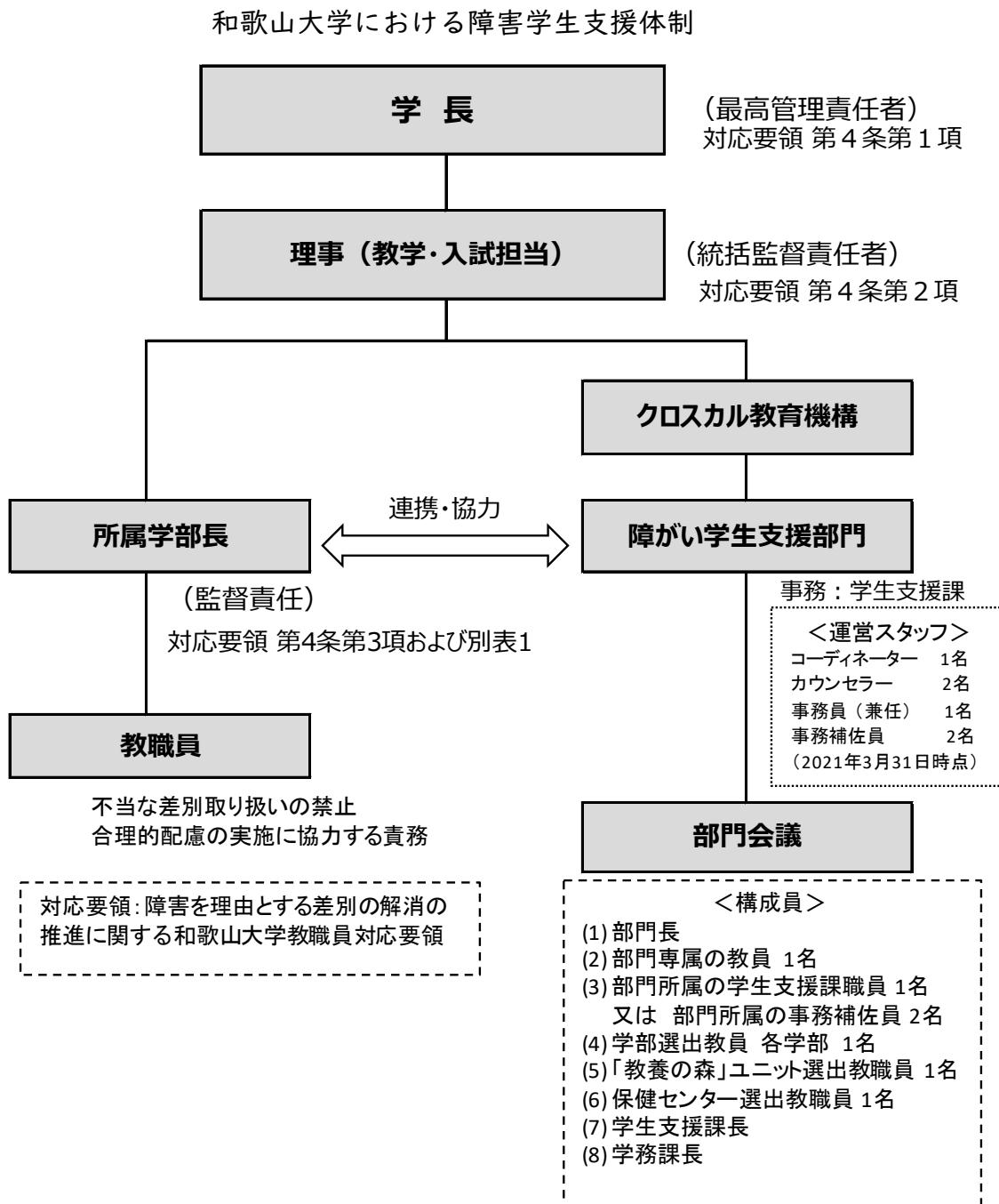
I. 和歌山大学における障害学生支援の概要

(1) 設置経緯

本学では、2016年4月からの障害者差別法の施行を受け、2014年8月に障害学生支援のための専門部署として、「障がい学生支援室」が設立された。2016年8月に、学内での愛称名が「キャンパスライフサポートルームとなり、2017年3月には部署名が「障がい学生支援室」から「障がい学生支援部門」に変更され、現在に至る。

運営スタッフの構成は、2014年は、特任助教（臨床心理士）1名、事務職員（専任）1名であった。2021年3月現在では、講師（臨床心理士、公認心理師）1名、非常勤カウンセラー2名、事務員（兼任）1名、事務補佐員2名で運営されている。

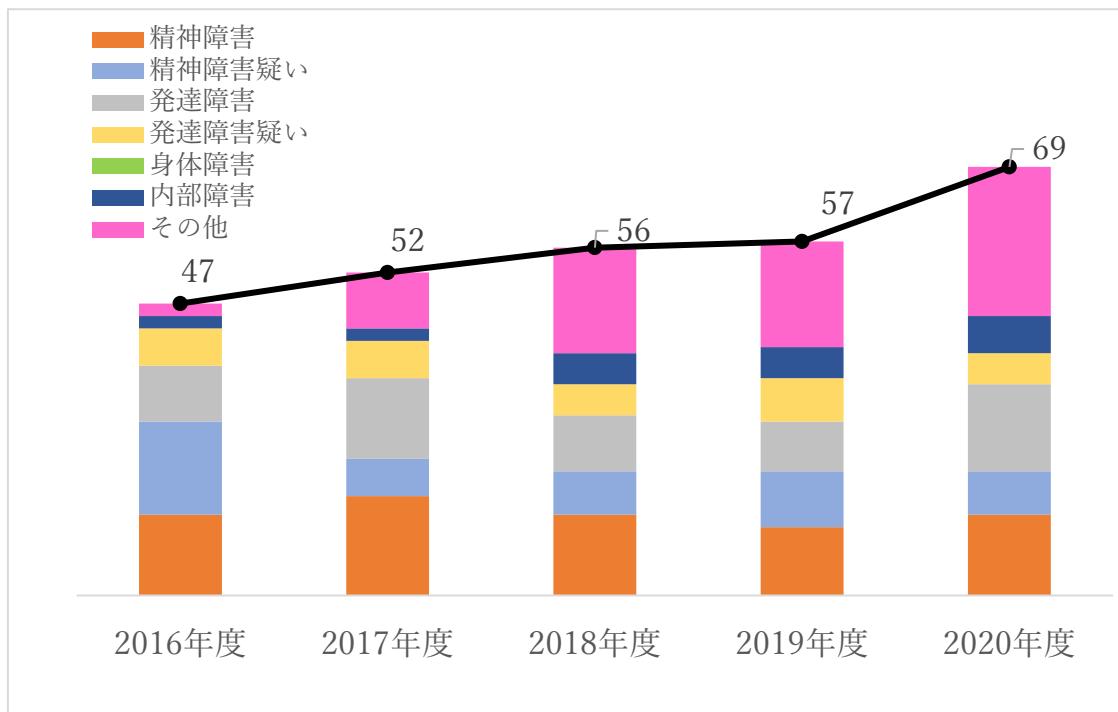
(2) 支援体制



2. 相談状況

(1) 利用学生数と障害種別の推移

2016-2020 年度の利用学生の推移は下記のとおりである。基本的には、精神障害と発達障害またはそれらの疑いがある学生が、6割を占めている。なお、「その他」とは、他の障害をもつ学生、または、診断はないが修学上の困難を抱えている学生を指す。2020 年度は利用者数が 69 人となり、過去最大となった。



(2) 相談状況

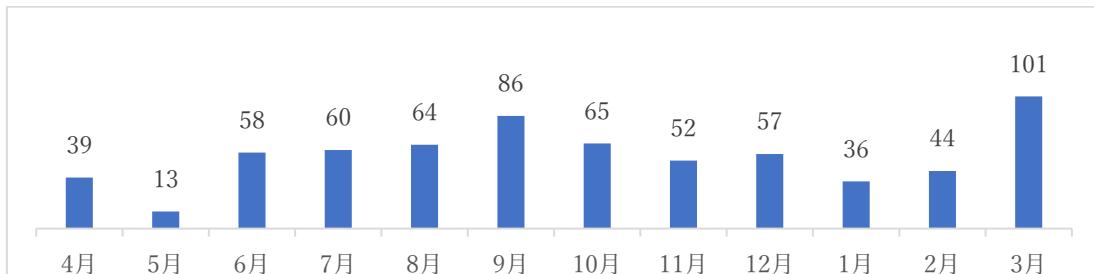
2020 年度の総相談件数は前年度と比較して約 150 件増加している。ここには、新型コロナウィルスの影響でメールやビデオ通話等のオンラインでの対応が大幅に増加したこと。非常勤カウンセラー 2 名を増員し、学生の相談をある程度任せたことで、コーディネーターが教職員との連携に集中できたことなどが関係していると分析される。また、表②の月別相談件数をみると、休業期間である 9 月と 3 月の相談件数が抜きんでている。これは、新学期前に合理的配慮の申請に関する面談や連携、履修相談などが集中するためである。

①相談件数内訳

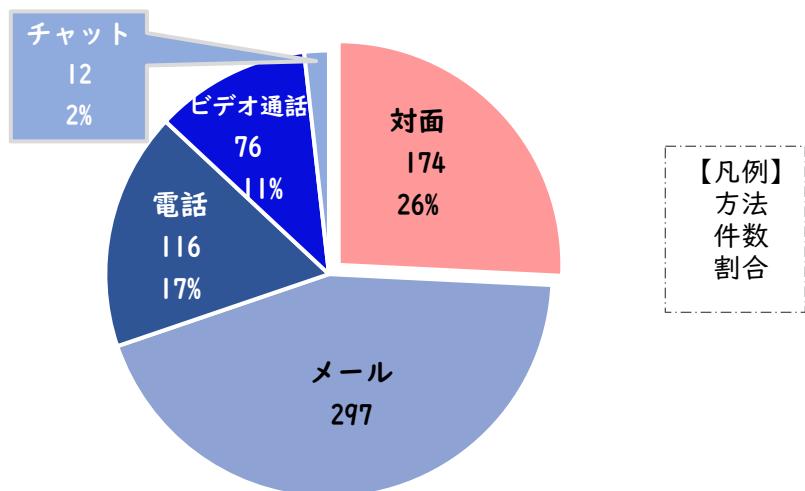
	総件数	相談別内訳		
		学生	保護者	教職員
2020 年度	675 (521)	317 (263)	133 (91)	225 (167)

※ () 内は昨年度の件数

②月別相談件数

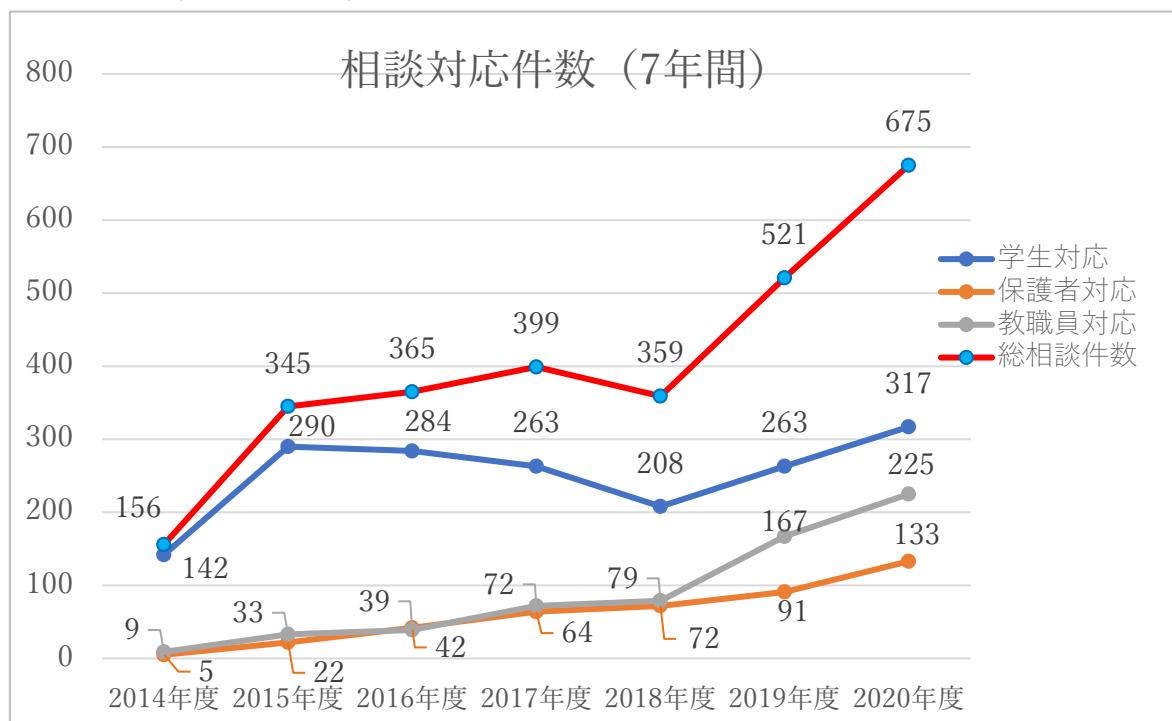


③相談方法内訳



(3) 相談件数の推移

学生相談件数の平均は、例年200～300件程度であるが、2020年度は317件と過去最大となった。また、先述の通り、教職員や保護者への対応件数も大幅に増加している。



※2019年度からはメールでの相談も件数に含めている。

(4) 合理的配慮等実施状況

本学では障害者差別解消法に基づき、障害学生が、他の学生と公平に学ぶ権利を得るために、合理的配慮を実施している。今年度は、新型コロナウィルスの影響で、授業がオンラインに切り替わったことで、配慮の提供内容が例年とは異なる内容となった。特に、発達障害学生から、膨大な課題や連絡事項を処理することや、オンライン授業に集中することへの困難についての相談が多く寄せられた。そのため、2020年度に申請された配慮の多くは、配布資料のDL許可や提出期限延長、大学構内でオンライン授業を受講するための登学許可など、遠隔授業に関連して生じた障壁への調整が大半を占めていた。

◆現況届とは

合理的配慮とは異なり、学生の困り事や状態を教職員に周知する目的で申請する書類である。学生の申出に基づきサポートルームで作成し、所属学部等に提出する。

	合理的配慮の実施数	現況届提出数
2015 年度	2	1
2016 年度	10	3
2017 年度	10	7
2018 年度	11	7
2019 年度	11	19
2020 年度	15	11

3. 障害学生支援センターの養成

(1) サポーター養成講座の開催状況

障がい学生支援部門では、障害のある学生をサポートする学生を募集しており、講座の参加を経た学生をサポーターとして登録している。また、本部門の教員が開講している教養科目「障がい学生支援概論」を履修した学生もサポーターとして登録できる。

開催日時	参加者数	登録者数
12月8日(火) 13:10 ~ 14:40 開催形式：オンライン（Zoom）	8	8

(2) 勉強会等の実施状況

サポーター養成講座で登録した学生と共に勉強会を下記の通り行った。

日付	参加者数	内容
2月16日	5	発達障害学生の支援に関する勉強会。 開催形式：オンライン(Teams)

(3) 発達障害学生のピアサポーター制度の発足

本学で支援を要する障害学生の内、最も人数が多いのは発達障害学生である。こうした学生の困りごとは、学習面にとどまらない。例えば、学生ポータル（教育サポートシステム、Moodle）の使い方、メール管理、履修登録の手続き、図書館の利用方法、書類申請など、他の学生が自然と習得することが定着しやすく、結果、修学において支障が生じている。サポートルームでは、こうした日常の困り事を抱える発達障害学生を、大学生同士で支えるピア・サポーター制度を発足させた。2021年3月から試験的に運用を開始し、2021年12月現在も継続して行っている。

(4) バリアフリーマップの更新

◆期間：令和3年3月10日～3月24日

◆調査範囲：改修された施設を中心に実施。教育学部棟、経済学部講義棟、図書館、体育館など。

◆参加人数：5名

サポートルームスタッフと障がい学生支援センター5名で学内のバリアフリー調査を実施した。参加者にチェックシートと現行のマップを配布し、変更箇所をチェックした。（なお、三密回避の観点から、人数を分散し、2日に分けて作業を行った）。調査後に結果を共有し、現行のバリアフリーマップからの修正点をまとめた。後日、その内容をもとに、センター4名がAdobe Illustratorを使用して、バリアフリーマップを更新した。多目的トイレの新設に伴う新規ロゴマークの作成や表記漏れのあった箇所などを更新している。また、マップには反映できない気付きや改善の要望をポスターにまとめた。



学内のバリアフリー化に向けた要望 (作成: 学生ボスター 2023.3.24)

① e4の階段に手すりと、入口付近に点字ブロックの設置をお願いします。
e4階段 →

② e4の階段に手すりと、入口付近に点字ブロックの設置をお願いします。
e4階段 →

③ e4の階段に手すりと、入口付近に点字ブロックの設置をお願いします。
e4階段 →

④ AEDを増やしてください。
AEDは心肺停止者を発見してから、往復5分以内に取りに行くことが可能な距離であることが推奨されています。
5階建ての建物にAED1つずつ設置することが理想です。

⑤ e3:5階(507)院生室にて土足用マットの設置が必要です。つまづいて転倒する危険性や車椅子が入れない可能性があります。

⑥ e3,4階から避難道に点字表示板を設置してください。
段差がある場合は段差を示す矢印をつけてください。
段差20cm

⑦ 階段の両側に手すりと手利用点字表示板をつけてください。
「手利用点字表示板」
1階ラジコン

⑧ 教育学部棟北棟、南棟に多目的トイレの設置をよろしくお願いします。
教育学部棟北棟、南棟には多目的トイレがありません。
車椅子では狭苦しく入れることができません。

⑨ 観光学部棟と教育学部棟をつなぐ点字ブロックの設置をお願いします。
教育学部棟は点字ブロックがなく、行きにくいので、行くことができません。

⑩ e4の階段に手すりと、入口付近に点字ブロックの設置をお願いします。
e4階段 →

⑪ 多目的トイレ新設!!
⑫ 助用ベルトや着替え台、乳幼児用の設備等がある多目的トイレが設置されました。
オススメの方も安心してご利用いただけます。

⑬ 普段向かい合っているE棟、F棟の間の廊下に点字ブロックを設置してほしいです。
E棟、F棟の間の廊下に点字ブロックを設置してほしいです。
E棟、F棟の間の廊下に点字ブロックを設置してほしいです。

4. 教育活動

(1)授業科目「障がい学生支援概論」の開講

2015 年度より、後期に教養科目として開講しており、障がい学生支援部門、教育学部特別支援教育、保健センターの教員が担当している。受講人数は 30 名となっている。

この講義では、障害の有無に関わらず学生同士が充実したキャンパスライフを送るために、障害に関する基本的な知識や大学における障がい学生支援の理念と具体的な支援方法を学ぶことができる。

(2)授業科目「ジェンダー論」への参加

2020 年度より開講された教養科目。ダイバーシティ推進に向かう現代社会の潮流を踏まえ、社会科学から医療保健まで幅広い分野の担当者が多様な観点からジェンダーについて考える機会を学生に提供する目的としている。障害学生支援部門の専任講師が主担当の教員から依頼を受け、「障がいとジェンダー」というテーマで 1 回分の授業を担当している。

(3)その他の授業科目

<システム工学入門セミナー>

システム工学部の新入生を対象に開講している必修科目で、障害学生支援部門の教員は「メンタルヘルスについて」2015 年度から毎年 1 回分の授業を担当している。大学生にみられる精神的問題などを扱い、精神障害や発達障害についても概説する。また、自身の大学生活に困り事や精神的な状態をみつめる機会を設け、簡易なスクリーニング検査も実施している。例年、数名の相談希望者が支援部門に訪れており、継続的な修学支援につながる場合もある。さらに、困ったときの相談場所として、障がい学生支援部門や保健センターを紹介し、学生がそういった場所を少しでも利用しやすくなるように促している。

<教育学部基礎セミナー>

教育学部の新入生を対象に開催している必修科目で、2017 年度より、毎年「心身の健康と多様性について」1 回分の授業を担当している。

<教育実習事前指導>

教育実習に行く学生に向けた事前指導を一部担当している。

5. 啓発活動

(1) 第8回「障害学生支援を考える」FD/SD研修会

差別解消を推進し、障害学生の理解を深めるために、年に1回～2回全学の教職員を対象とした研修を行っている。テーマによっては学生や保護者、外部機関の関係者等も参加している。2020年度の状況は、下記のとおりである。

	日時	研修会演題	講演者	参加者
第8回	2020年 6月24日～ 7月31日	「オンライン授業における学生への情報 保障と合理的配慮」（オンデマンド配信）	大阪大学 望月直人氏	111名

(2) 第1回「多様な学生の支援を考える」FD/SD研修会

近年、学生が大学生活で抱える問題の背景は、SOGI やメンタルヘルス、障害など多岐に渡る。それぞれのニーズに応じてサポートを行うには、学内の各機関と教職員が協働・連携し、大学全体で対応する体制を整えることが重要となる。本研修では、その面で先進的な取り組みを行う九州大学のキャンパスライフ・健康支援センターから、コーディネーターである面高 有作先生をお招きし、今後、本学が形成すべき支援体制や連携方法について、学ぶことを目的に開催した。また、研修会の後、本学の学生支援に関わる主要な部署の教職員が集合して懇談会を行い、面高先生より指導・助言をいただいた。

日時	共催	研修会演題	講演者	参加者
2021年 3月15日	学生支援課 障がい学生 支援部門 保健センター	「多様な学生のニーズに対応する学 内の支援体制と協働・連携について」 ※役員及び幹部教職員を対象に実施	九州大学キャンパスライ フ・健康支援センター 総合相談支援部門 コーディネート室 面高 有作氏	38名



(3) その他

その他、教育学部教授会における講話や新任教職員への研修会を実施した。

日時	活動内容
2020年10月8日	新任教職員研修会 「障害のある学生の支援について」
2021年1月21日	教育学部教授会 昨年度の障がい学生支援部門の活動状況。障害学生支援における大学各構成員の役割や、大学としての今後のビジョンについて

6. 情報発信活動

(1) ホームページ

和歌山大学における障がい学生支援の基本方針や規定、取り組みを公開するために、障がい学生支援部門専用のホームページを作成・公開している。アクセシビリティを考慮し、ホームから3クリック以内での到達、音声読み上げている。また、本学の支援体制、規程、配慮の流れ、支援機器、連絡先等が明記されている。

The screenshot shows the homepage of the 'Campus Life Support Room' at Waseda University. The header includes the university logo, search bar, and language selection (Japanese). The main menu has links for 'About the Support Room', 'Support System', 'For Students', 'For Prospective Students', 'For Faculty', and 'Access'. A large image of the university campus is centered. On the left, a sidebar for 'Campus Life Support Room' lists links for 'About the Support Room', 'Support System', 'For Students', 'For Prospective Students', 'For Faculty', and 'Access'. At the bottom left is a logo for 'SOGI' (Student Organization for Global Initiatives). The right side features a news section with various articles and a RSS feed link.

(2) 障害学生支援ガイドブック



本部門では、障害学生支援について解説したマニュアルを「教職員向け障がい学生支援ガイド」として作成し2016年より配布している。(新規採用の非常勤講師にも随時配布)。また、2019年度には、デザイン・内容ともに大幅に見直し、「障害学生支援ガイドブック」として全面改訂した。

(3) 「障がい学生支援部門」リーフレット



新入生ガイダンスにおいて、新入生に障がい学生支援部門の理念や支援体制について開設したリーフレットを配布している。

(4) 「大学生活に困り感のある学生、障害のある学生への社会参加へ向けた統合的支援」リーフレット

日本財団助成の「日本の高等教育機関における障害学生支援に係るリーダー育成海外研修」の取り組みの一環として障がい学生支援部門・保健センター・キャリアセンターの3機関で、支援の流れと各機関の概要をまとめた。学生を各機関につなげたいと考えている教職員に向けに、利用方法や窓口を明記している。※公開対象は教職員のみ。

キャンパスライフサポートルーム(障がい学生支援部門)

概要

基本的人権を擁護し、障害を理由とする差別の解消の推進に努める扶助の基本概念に基づき、障害のある学生を児童・生徒、教員のための必要な適切な支援を積極的に打ち資金を充てし、障がい学生の自立及び社会への参画に向けた多角的な支援を実施する。並びに、障害の有無や程度によって分け隔てることなく、大学構成員が直面に人任せ個性を尊重し合い、人生社会としての大学を目指す。(和歌山大学におけるある学生の支援の基本的な方針より)

組織概要

障害のある学生が、平等地に修学の機会を得るために、必要な職場経験を各部署と連携して行う。また、主に修学に関する問題にあつては、学生への対応をする。

障害という文脈に拘泥せぬままいるため、学内では「キャンパスライフサポートルーム」といって愛称を用いている。

【スタッフ】

森田友子（准教授、施設心理士、公認心理師）、荒川津記（准教授）、井上和郎（准教授）

田中和也（准教授）

組織内容

(1) 学生への修学に関する支援

質問相談、個別相談、就業相談、就労斡旋、就労援助、就労支援、就労アセスメント、就労アセスメント

(2) 障害のある学生の全般的な扶助の実施（例：就勤時間延長、別室英語等）

(3) 支援情報の収集（ハイヤーキャリアセミナー・ハンドブックなど）

(4) 障害学生支援・学生学者活動（大学構成員・学生・地域）

(5) 障害学生を支援する専門パートナーの実践

【特徴】

● ハイヤーキャリアなどの就労扶助が必要な学生

● レポート提出課題を毎日提出できない、担当が取れない

● 手帳などがない、せんに出席できない、就業研究に取り組めない

● やらかができない、対人関係の困難など

利用方法

【窗口】森田友子

1 基本的に郵便封筒・メール（info_wakayama-1@w-u.ac.jp）で予約

2 1回の相談にあらかじめ希望する部署を明記

3 必要に応じて各教員と連携をし、支援を行う

(5) 新入生・留学生ガイダンス

毎年の新入生ガイダンスにて、障がい学生支援部門（キャンパスライフサポートルーム）に関する周知や合理的配慮に関する知識を発信している。また、2019年度からは留学生も対象にしており、2020年度も実施した。

(6) WEBマガジン「コロナと障害学生 #2 支援と葛藤」

高等教育アクセシビリティプラットフォーム（HEAP）が発行するウェブマガジン『コロナと障害学生第2回』に本部門講師がゲストとして呼ばれ、コロナ禍に生じた発達障害学生的合理的配慮の難しさについて、インタビューで答えた。

7. 地域・就労支援機関との連携

障がい学生支援部門では、障害のある若者や困り感のある若者の地域社会参加へ向け、地域の各機関との連携を進めている。また、支援のより一層の向上を目的に、2018年度より毎年「タウンミーティング」というイベントを開催し、地域の就労支援機関等を招いて情報共有等を行っている。また、キャリア支援室と協力し、地域の行政機関や企業と、障害学生の就職先の開拓や、就労に関わる意見交換や打ち合わせ等を数回実施した。

○第3回タウンミーティング

◆日 時：2020年3月29日(月)14:00～15:30

◆形式：オンライン会議（Zoom）

◆参加機関名：わかやま新卒応援ハローワーク、和歌山県発達障害者支援センターポラリス、若者サポートステーションWith You わかやま、ジョブカフェわかやま、一般社団法人和乃絆就労移行支援事業所マイパレット、Neu（ノイ）、一般社団法人フクラボ、和歌山県中小企業家同友会、和歌山工業高等専門学校、和歌山コンピュータビジネス専門学校、和歌山県立和歌山産業技術専門学院、和歌山信愛女子短期大学 キャリアセンター、近畿大学 生物理工学部 保健管理室、東京医療保健大学 和歌山看護学部看護学科、関西医療大学、大阪府立大学 学生課 アクセスセンター、和歌山大学

第3回ミーティングでは、地域機関と本学が実際に連携して支援した学生の事例紹介が主軸となった。まず、わかやま新卒応援ハローワークの三原氏と本学経済学部キャリア教育オフィスの本庄が、実際に行った障害学生の就職支援について時系列を追って説明し、連携のポイントなどを分析した。その後、全体でディスカッションを行い、事例に関わる質問や各機関における就労支援の現情について話し合った。参加者からは「大学、ハローワーク、各支援機関など複数機関の連携の…大切さを感じました。」「学内と地域の支援機関とのこのような情報、意見交換できる貴重な場を持たれていてたいへん勉強になりました」などの感想が寄せられた。



事例紹介



ディスカッション風景

<連携機関一覧>

- ・和歌山県経営者協会就職支援センター
- ・和歌山県中小企業家同友会
- ・就労移行支援事業所～キセキの杜～ ジョブステーション 和歌山事業所
- ・若者サポートステーションわかやま（県）・きのかわ（県）・南紀（県）
- ・和歌山県若者総合相談センター with you
- ・和歌山労働局職業対策課
- ・和歌山公共職業安定所 ハローワーク和歌山
- ・和歌山障害者職業センター（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構和歌山支部）
- ・ジョブカフェわかやま（県）
- ・和歌山障害者職業センター（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構和歌山支部）
- ・和歌山市産業交流課産業部産業政策課
- ・就労移行支援事業所マイパレット（社団法人和乃絆）
- ・和歌山県発達障害者支援センターポラリス（社団法人愛徳医療福祉センター）
- ・株式会社エンカレッジ etc...

8. 他機関で開催された研修会・講習会への主な参加状況

支援体制の充実化のために、JASSO や AHEAD, KSSK 等が開催する研修会を中心に他機関が開催する障害学生支援に関する研修会や講演会にスタッフが定期的に参加している。

○参加状況

- ・傾聴だけでは足りない！？事例から学ぶアプローチで相談力UP!!，若者サポートステーションわかやま
- ・AHEAD JAPAN CONFERENCE 2020 ONLINE PROGRAM, 一般社団法人 全国高等教育障害学生支援協議会
- ・第25回関西障かい学生支援担当者懇談会（KSSK），公益財団法人 大学コンソーシアム京都
- ・「心の問題と成長支援ワークショップ」，独立行政法人 日本学生支援機構
- ・「令和2年度障害学生支援実務者育成研修会（基礎プログラム）」，独立行政法人 日本学生支援機構
- ・「令和2年度障害学生支援実務者育成研修会（応用プログラム）」，独立行政法人 日本学生支援機構
- ・FD/SD 研修会「発達障害学生に対するテクノロジーを用いた修学支援」，筑波大学DACセンター 筑波大学教育関係共同利用拠点事業
- ・第2回国際障害インクルージョンシンポジウム ASEAN・環太平洋諸国「高等教育とキャリア」，東京大学 障害と高等教育に関するプラットフォーム(PHED), マラヤ大学 他

9. 他機関で開催された研修会等への講師派遣

<講師派遣>

- ・「発達障害学生の相談を行うコーディネーターに求められること」，令和2年度 FD/SD 研修会「一人ひとり違った学生に対して高等教育機関の教職員ができる支援～支援を行う多様な人材とその養成～」，主催：国立大学法人 筑波大学 ダイバーシティ・アクセシビリティ・キャリアセンター教育関係共同利用。(7月9日:ウェビナー形式)
- ・「コロナウィルスと障害学生支援」，AHEAD JAPAN CONFERENCE 2020 ONLINE PROGRAM, 主催:一般社団法人 全国高等教育障害学生支援協議会.(2020年8月25日～10月31日, オンラインプログラム)

<パネリスト>

- ・第2回国際障害インクルージョンシンポジウム ASEAN・環太平洋諸国高等教育とキャリア，主催：東京大学 障害と高等教育に関するプラットフォーム(PHED);マラヤ大学他. (2021年2月20日, オンラインプログラム)

10. 研究

○口頭（ポスター）発表

第29回 LD 学会 自主シンポジウム 「発達障害のある学生の修学支援に関するコーディネーターの役割- 支援に必要な知識・技術・態度等のコンピテンシーの検討 -」，企画・話題提供：森 麻友子，オンデマンド配信。

II. 主な年間の活動

活 動 概 要	
4月	新入生向けガイダンス 「教育学部基礎セミナー」講話
5月	職業体験実施
6月	「システム工学入門セミナー」講話 「障がい学生支援を考える」FD/SD研修会
7月	「ジェンダー論」講話 学生支援委員会 オブザーバー
8月	障害学生の就労に関する意見交換会（行政機関）
9月	留学生ガイダンス 各学部との情報交換会
10月	新任教職員研修 教養科目「障がい学生支援概論」開催
11月	学生支援員会
12月	障害学生支援サポーター養成講座 「キャリア・デザイン入門Ⅱ」講話
1月	教育学部教授講演会
2月	障害学生支援サポーター勉強会 学生支援委員会
3月	第1回「多様な学生支援を考える」FD/SD研修会開催 第3回タウンミーティング開催 バリアフリーマップ更新 新入生との入学前相談

※修学支援に関わる各部局との連携や、保健センターとのカンファレンス、学部との情報共有会などは年間を通して定期的に実施している。

※研修会の開催時期は毎年、流動的である。

12. 支援機器一覧

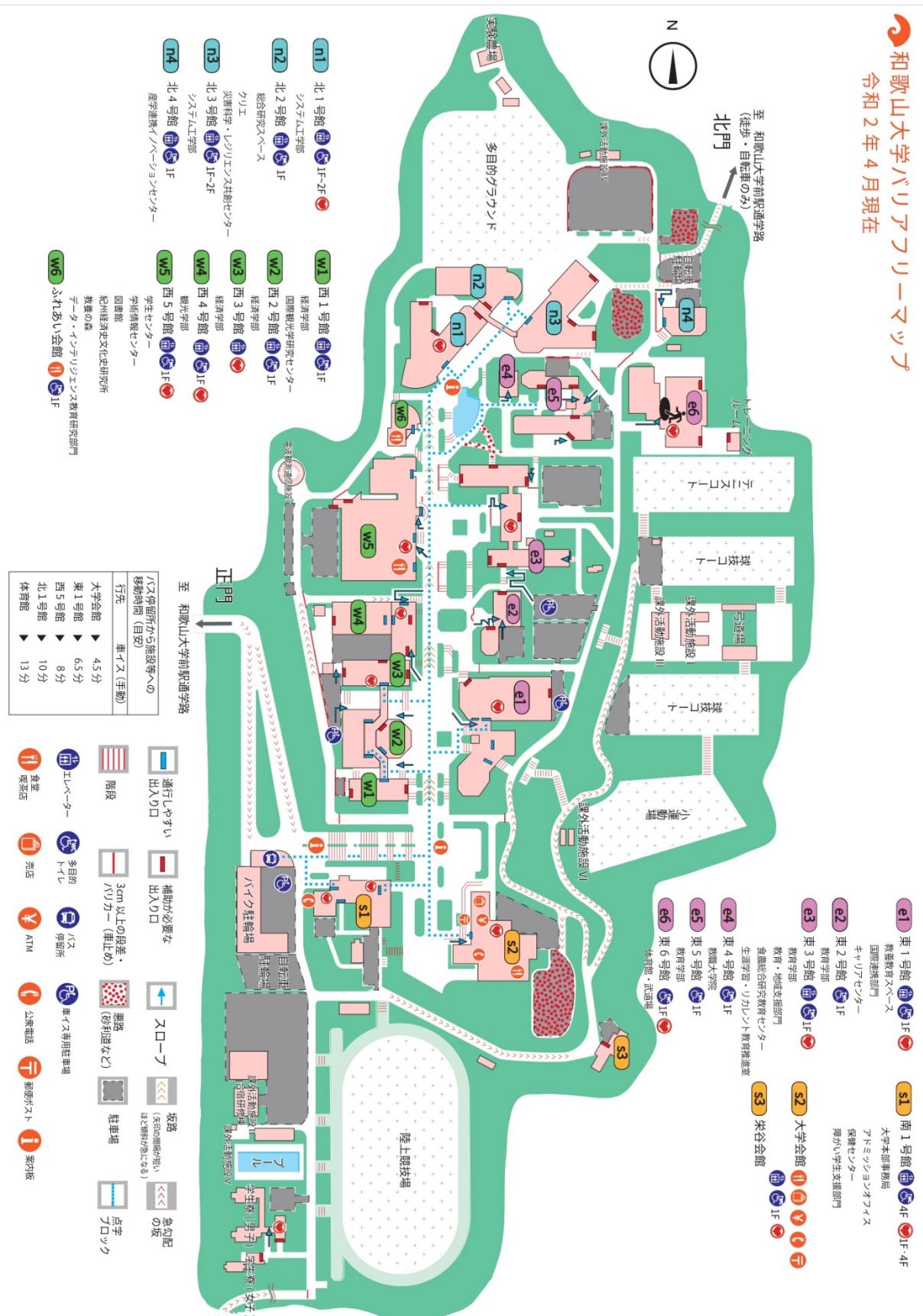
機器名等	台数	対象となる主な障害種	用途、使用方法等	保管場所
活字認識ソフト (e.Typist v.15.0)	1	共通	スキャナなどを利用して活字文書を画像データとして取り込みテキストデータに変換できるソフト。	サポートルーム
音声認識ソフト	1	共通		サポートルーム
デスクトップパソコン	2	共通	OS:Windows10。IPtalker(PC テイク用のソフト)と Microsoft Office が導入済。	サポートルーム
タブレットPC (iPad Air2)	1	共通	Apple 社のタブレット。各種支援機器を用いるためのアプリが導入済。	サポートルーム
スキャナー (EPSON DS-60000)	1	共通		サポートルーム
ICレコーダー (ICD-UX560F)	2	共通	授業やゼミなどの音声の録音が可能。	サポートルーム
スマートペン(echo smartpen / Neo smartpen N2)	3	聴覚障害 発達障害	書字や図をデータ化し、スマホやタブレットで管理できるペン。音声も同時記録できる。	サポートルーム
点字プリンタ (ESA721 Ver'95)	1	視覚障害	高品質な点字を印字できるプリンタ。通常の点字に加え、点図を作成することもできる。	サポートルーム
立体コピー機 (PIAF)	1	視覚障害	専用の用紙に触図を作成する機械。図形が立体的に盛り上がり、指先で触知できる。	サポートルーム
拡大鏡	1	視覚障害	レンズを通して、文字や文章を拡大して見ることができる。	図書館1台
携帯型電子ルーペ (minimax)	1	視覚障害	小型の電子ルーペ。白黒の色の反転ができる、見えやすくなる。	サポートルーム
拡大読書器	2	視覚障害	文章や写真を拡大して画面に表示することができる。	図書館1台 サポートルーム1台
点字ディスプレイ (BrailleMemo SMART 40)	1	視覚障害	点字や墨字のデータを読みとれる機械。パソコンに接続すれば、スクリーンリーダーと協力してパソコンの操作をサポートできる。	サポートルーム
デジタル録音図書再生機(プレクストークポケット PTPI ver.5)	1	視覚障害	読みたい箇所を検索し、専用形式の録音図書を再生できる。テキストファイルの読み上げや、音声ファイルの再生も可能。	サポートルーム
音声読み上げソフト (PCTalker7Ⅲ)	2	視覚障害	Windows の操作を音声で案内するソフト。	教育学部1台 サポートルーム1台
点訳ソフト(EXTRA for Windows Version 6)	1	視覚障害	文書を自動的に点字のデータに変換し、点字としての編集作業を行うことのできるソフト。	サポートルーム
点字器(S-18 標準型点字器)	1	視覚障害	卓上型で、2行定規、点筆、専用ケースが付属している。	サポートルーム

表面作図器		視覚障害	ビニール製の作図用紙表面にボールペンで書いた図形や文字が浮き上がるため、描きながら指先でたどれる器具。	サポートルーム
筆談器(JIKKY SUPER LIGHT)		聴覚障害	磁気式メモボード。口頭での会話が難しい際に用いる。	サポートルーム
PC テイク用ノートパソコン	10	聴覚障害	OS : Windows10。IPtalker(PC テイク用のソフト)と Microsoft Office が導入済。	教育学部 1 台 サポートルーム 9 台
ロジャータッチスクリーンマイク		聴覚障害	フォナック社の音声送信機。卓上に置くと人の声を優先的に集音。ストラップを用い首からかけて、集音することもできる。	サポートルーム
ロジャーパスアラウンドマイク		聴覚障害	フォナック社の音声送信機。タッチスクリーンマイクの子機として、受信機に音声を届ける。	サポートルーム
ロジャーペン		聴覚障害	フォナック社のペン型音声送信機。本体の傾きにより、最適な収音スタイルを選べる。	サポートルーム
ロジャーマイリンク		聴覚障害	フォナック社の音声受信機。首にかけて Tコイル内蔵補聴器、人工内耳と接続できる。	サポートルーム
ロジャーフォーカス	2	聴覚障害	音声受信機。話し声を耳に直接届け、雑音、反響による影響を低減させることができる。	サポートルーム
ノイズキャンセリングステレオヘッドセット(WL-C600N)		聴覚障害	雑音を軽減するヘッドセット。外音をコントロールすることで、耳への負担を軽減する。	サポートルーム
手動車椅子	13	肢体不自由		サポートルーム 2 台 保健センター 3 台 図書館 2 台 教育学部 1 台 経済学部 3 台 システム工学部 1 台 観光学部 1 台
車椅子用机、テーブル	15	肢体不自由		図書館 1 台 経済学部 9 台 学務課 5 台
階段昇降機		肢体不自由	階段を昇り降りするためのリフト。足が不自由でも椅子に腰を掛けたまま階段の昇降ができる。	施設整備課 1 台
簡易スロープ		肢体不自由	小さな段差に使用できる掛け外し可能なスロープ。	サポートルーム
電動カート		肢体不自由		学生センター 1 台

13. バリアフリーマップ

和歌山大学バリアフリーマップ

令和2年4月現在



參 考 資 料

和歌山大学における障害のある学生への支援の基本的な方針

平成 26 年 4 月 1 日 学長裁定
令和元年 5 月 13 日 最終改正

I. 基本理念

国立大学法人和歌山大学（以下「本学」という。）は、基本的人権を擁護し、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）の基本理念に基づき、障害を有する学生（以下「障がい学生」という。）を受入れ、修学のための必要かつ適切な支援を積極的に行う理念を共有し、障がい学生の自立及び社会参加へ向けて総合的な支援を図る。加えて、障害の有無や程度によって分け隔てられることなく、大学構成員が相互に人格と個性を尊重し合い、共生社会としての大学を目指す。

II. 定義

障がい学生とは、本学に在籍する正規学生又は非正規学生のうち、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、その他心身の機能の障害（それらに準ずる障害があることを示す診断書を有する者、及び慢性的な疾病や一時的な怪我などの者を含む。）により、本学において教育を受け学生生活を過ごすにあたり、長期的又は一時的に相当な制限を受ける者であって、本人が支援を受けることを希望し、かつ、その必要性を本学が認めたものとする。

III. 合理的配慮の提供

本学は、高い教養と専門的能力を培えるよう教育の質を維持しつつ、障がい学生が他の者と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、必要かつ適当な変更・調整を行うなど、障がい学生個々の状態・特性等に応じ多様かつ個別性が高い、合理的な配慮の提供を行う。

IV. 情報公開及び支援組織

本学は、障害のある学生の受け入れ姿勢・方針を明確にするとともに、広く情報の公開に努めつつ、その支援にあたる専門的な部署を設置し、相談窓口の統一や専門的な能力を有する職員を配置するなど、その対応に当たる。

V. 受入れ態勢及び支援方針

本学は、障害のある大学進学希望者や障がい学生に対して、大学全体としての受け入れ態勢や支援体制の方針を示す。

1. 大学全体の特性を活かし、専門性のある支援体制を確立する。
2. 障害を理由とした受験断念をなくすとともに受入拒否をすることはしない。
3. 修学権利の主体が学生本人にあることを踏まえ、学生の要望に基づいた調整を図る。
4. 障害の有無に関わらず、意欲

と能力のある学生が学びやすい環境づくりに努める。

5. 学生活動の範囲は、授業、課外活動、大学行事への参加等、教育に関する全ての事項とする。ただし、教育とは直接関与しない学生の活動や生活面への配慮については、一般的な合理的配慮の対象外とする。
6. 情報の保障、コミュニケーションの配慮、公平な試験、成績評価などにおける配慮や考え方を整理し、伝える。
7. 安全、かつ円滑に学生生活を送れるよう、バリアフリー化に配慮する。

VI. その他

本学は、近隣地域の大学と連携し、優れた取組みを進んで取り入れ、拠点校及び大学間のネットワーク形成に努力するとともに、学内外の関係機関と積極的に連携した支援に努める。

附則 この方針は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この改正方針は、令和元年 5 月 13 日から施行する。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する和歌山大学教職員対応要領

制定 平成28年1月29日
法人和歌山大学規程第1730号
最終改正 令和2年6月3日

(目的)

第1条 この要領（以下「対応要領」という。）は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定）に即して、国立大学法人和歌山大学の教職員（非常勤職員含む。以下「教職員」という。）が適切に対応するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者、即ち、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものとし、本学における教育及び研究、その他本学が行う活動全般において、そこに参加する者すべてとする。
- (2) 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

(障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方)

第3条 この対応要領において、不当な差別的取扱いとは、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、教育及び研究、その他本学が行う活動全般について機会の提供を拒否し、又は提供に当たって場所・時間帯などを制限すること、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することをいう。なお、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別な措置は、不当な差別的取扱いではない。

2 前項の正当な理由に相当するか否かについては、個別の事案ごとに、障害者、第三者の権利利益及び本学の教育及び研究、その他本学が行う活動の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的な状況等に応じて総合的・客観的に判断するものとし、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明し、理解を得るよう努めなければならない。

3 この対応要領において、合理的配慮とは、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを

確保するための必要かつ適切な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過重な負担に当たらないものをいう。

4 前項の均衡を失した又は過重な負担については、個別の事案ごとに、次の各号の要素等を考慮し、具体的な状況等に応じて総合的・客観的に判断するものとし、均衡を失した又は過重な負担に当たると判断した場合には、障害者にその理由を説明し、理解を得るよう努めなければならない。

- (1) 教育及び研究、その他本学が行う活動への影響の程度（その目的・内容・機能を損なうか否か）
- (2) 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- (3) 費用・負担の程度
- (4) 本学の規模、財政・財務状況

(障害を理由とする差別の解消に関する推進体制)

第4条 本学における障害を理由とする差別の解消の推進（以下、「障害者差別解消の推進」という。）に関する体制は、以下の各号のとおりとする。

- (1) 最高管理責任者 学長をもって充て、障害差別解消の推進及びそのための環境整備等（施設等のバリアフリー化の促進、必要な人材の配置、情報アクセシビリティの向上）に関し、本学全体を統括し、総括監督責任者及び監督責任者が適切に障害者差別解消の推進を行うようリーダーシップを發揮するとともに、最終責任を負うものとする
- (2) 総括監督責任者 教育担当理事をもって充て、最高管理責任者を補佐するとともに、教職員に対する研修・啓発の実施等、本学全体における障害者差別解消の推進に関し必要な措置を講ずるものとする
- (3) 監督責任者 別表1に掲げる者をもって充て、当該部局における障害者差別解消の推進に関し責任を有するとともに、当該部局における障害者差別解消の推進に必要な措置を講ずるものとする
- (4) 監督者 別表1に掲げる者をもって充て、監督責任者を補佐するとともに、次条に規定する責務を果たすものとする

(監督者の責務)

第5条 監督者は、障害者差別の解消を推進するため、次の各号に掲げる事項に注意して障害者に対する不当な差別的取扱いが行われないよう監督し、また障害者に対して合理的配慮の提供がなされるよう努めなければならない。

- (1) 日常の業務を通じた指導等により、障害を理由とする差別の解消に関し、監督する教職員の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること
- (2) 障害者から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申し出等が

- あった場合は、迅速に状況を確認すること
- (3) 合理的配慮の必要性が確認された場合、監督する教職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うこと
- (4) 合理的配慮の提供にあたっては、監督する教職員に対して、合理的配慮を受ける障害者のプライバシーが守られるよう指導すること
- 2 監督者は、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合には、監督責任者に報告とともに、その指示に従い、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(不当な差別的取扱いの禁止)

- 第6条 教職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。
- 2 教職員は、前項に当たり、別紙留意事項に留意するものとする。

(合理的配慮の提供)

- 第7条 教職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとなるよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状況に応じて、社会的障壁の除去の実施について合理的配慮の提供をしなければならない。
- 2 教職員は、障害者から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明がない場合であっても、当該障害者がその除去を必要としていることが明白である場合には、当該障害者に対して適切と思われる合理的配慮を提案するよう努めなければならない。
- 3 教職員は、前二項の合理的配慮の提供（合理的配慮の合意形成過程、合理的配慮の決定及びその他関連事項を含む。）を行うに当たり、別紙留意事項に留意するものとする。

(相談体制の整備)

- 第8条 障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に応じるための相談窓口を、下記のとおりとする。
- (1) 障がい学生支援部門
(2) 学生なんでも相談室
(3) 保健センター
(4) 所属学部
(5) 附属学校
(6) 教養・協働教育部門
(7) 入試課
(8) その他学長が指名する教職員

(紛争の防止等のための体制の整備)

- 第9条 障害を理由とする差別（正当な理由のない不当な差別取扱い、合理的配慮の不提供等）に関する紛争の防止又は解決を図るために委員会は、下記のとおりとする。
- (1) 人権委員会
(2) 学長が設置する第三者委員会

2 前項第一号の委員会については、別に定める。

3 第一項第二号の学長が設置する第三者委員会については、必要に応じて設置するものとする。

(情報公開)

第10条 本学は、障害のある大学進学希望者や学内の障害のある学生等に対して、支援の方針や相談体制、合理的配慮の事例等を、ホームページ等を通じて公開することとする。

(教職員への研修・啓発)

第11条 本学は、障害者差別解消の推進を図るため、教職員に対し、次の各号のとおりの研修・啓発を行うものとする。

- (1) 新たに教職員となった者に対して、障害を理由とする差別に関する基本的な事項について理解させるための研修
(2) 新たに監督者となった教職員に対して、障害を理由とする差別の解消等に関し求められる責務・役割について理解させるための研修
(3) その他教職員に対し、障害特性を理解させるとともに、障害者へ適切に対応するために必要なマニュアル等による、意識の啓発

(懲戒処分等)

第12条 教職員が、障害者に対して不当な差別的取扱いをし、又は過重な負担がないにもかかわらず合理的配慮を提供しなかった場合、その態様等によっては、就業規則第43条第1号に規定する職務上の義務に反し、又は職務を怠った場合等に該当し、懲戒処分等に付されることがある。

附 則

この要領は、平成28年1月29日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成29年3月24日一部改正：法人和歌山大学規程第1941号）

この改正要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日一部改正：法人和歌山大学規程第2057号）

この改正要領は、平成30年3月30日から施行する。

附 則（令和2年6月3日一部改正：法人和歌山大学規程第2288号）

この改正要領は、令和2年6月3日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

別紙

障害を理由とする差別の解消の推進に関する和歌山大学教職員対応要領における留意事項
対応要領第6条及び第7条に定める留意事項は、以下のとおりとする。

第1 不当な差別的取扱いに当たり得る具体例 (第6条関係)

対応要領第3条第1項及び第2項のとおり、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなるが、不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は、次のとおりである。なお、次に掲げる具体例については、正当な理由が存在しないことを前提とし、また、次に掲げる具体例以外でも不当な差別的取扱いに該当するものがあることに留意すること。

(以下、例示)

- 障害があることを理由に受験を拒否すること
- 障害があることを理由に入学を拒否すること
- 障害があることを理由に授業受講を拒否すること
- 障害があることを理由に研究指導を拒否すること
- 障害があることを理由に実習、研修、フィールドワーク等への参加を拒否すること
- 障害があることを理由に事務窓口等での対応順序を劣後させること
- 障害があることを理由に式典、行事、説明会、シンポジウムへの出席を拒否すること
- 障害があることを理由に学生寮への入居を拒否すること
- 手話通訳、ノートテイク、パソコンノートテイクなどの情報保障手段を用意できないからという理由で、聴覚障害のある学生の授業受講や研修、講習、実習等への参加を拒むこと
- 試験等において、合理的配慮を受けたことを理由に評価に差をつけること

第2 合理的配慮に該当し得る配慮の具体例（第7条関係）

合理的配慮は、障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、必要な人材の配置、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。その内容は、対応要領第3条第3項及び第4項のとおり、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的な状況等に応じて異なり、多様かつ個別性が高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応する必要があるが、具体例は、次のとおりである。

なお、次に掲げる具体例については、過重な負担が存在しないことを前提とし、また、次に掲げる具体例以外にも合理的配慮は多数存在することに留意すること。

(物理的環境への配慮)

(以下、例示)

- 車椅子利用者のためにキャスター上げ等の補助をし、又は段差に携帯スロープを渡すこと
- 図書館やコンピュータ室、実験・実習室等の施設・設備を、他の学生と同様に利用できるように改善すること
- 移動に困難のある学生のために、普段よく利用する教室に近い位置に駐車場を確保すること
- 配架棚の高い所に置かれた図書やパンフレット等を取って渡したり、図書やパンフレット等の位置をわかりやすく伝えたりすること
- 障害特性により、授業中、頻回に離席の必要がある学生について、座席位置を出入口の付近に確保すること
- 移動に困難のある学生が参加している授業で、使用する教室をアクセスしやすい場所に変更すること
- 易疲労状態の障害者からの別室での休憩の申し出に対し、休憩室の確保に努めるとともに、休憩室の確保が困難な場合、教室内に長いすを置いて臨時の休憩スペースを設けること

(意思疎通の配慮)

(以下、例示)

- 授業や実習、研修、行事等のさまざまな機会において、手話通訳、ノートテイク、パソコンノートテイク、補聴システムなどの情報保障を行うこと
- ことばの聞き取りや理解・発声・発語等に困難を示す学生のために、必要なコミュニケーション上の配慮を行うこと
- シラバスや教科書・教材にアクセスできるよう、学生の要望に応じて電子ファイルや点字・拡大資料等を提供すること
- 聴覚障害のある学生の受講している授業で、ビデオ教材に字幕を付与して用いること
- 授業中教員が使用する資料を事前に提供し、事前に一読したり、読みやすい形式に変換したりする時間を与えること
- 事務手続きの際に、教職員や支援学生が必要書類の代筆を行うこと
- 障害のある学生で、視覚情報が優位な者に対し、手続きや申請の手順を矢印やイラスト等でわかりやすく伝えること
- 間接的な表現が伝わりにくい場合、より直接的な表現を使って説明すること
- 口頭の指示だけでは伝わりにくい場合、指示を書面で伝えること
- 授業でのディスカッションに参加しにくい場合、発言しやすいような配慮をしたり、テキストベースでの意見表明を認めたりすること
- 入学試験や定期試験、または授業関係の注意事項や指示を、口頭で伝えるだけでなく紙に書いて伝達すること

(ルール・慣行の柔軟な変更の具体例)

(以下、例示)

- 入学試験や定期試験において、個々の学生的障害特性に応じて、試験時間を持続したり、別室

- 受験や支援機器の利用、点字や拡大文字の使用を認めること
- 成績評価において、本来の教育目標と照らし合わせ、公平性を損なわない範囲で柔軟な評価方法を検討すること
 - 外部の人々の立ち入りを禁止している施設等において、介助者等の立ち入りを認めること
 - 大学行事や講演、講習、研修等において、適宜休憩を取ることを認めたり、休憩時間を延長したりすること
 - 移動に困難のある学生に配慮し、車両乗降場所を教室の出入り口に近い場所へ変更すること
 - 教育実習等の学外実習において、合理的配慮の提供が可能な機関での実習を認めること
 - 教育実習等の実習授業において、通常よりも詳しいマニュアルを提供すること
 - 教育実習等の実習授業において、事前に実習施設の見学を行うこと
 - 外国語のリスニングが難しい学生について、リスニングが必須となる授業を他の形態の授業に代替すること
 - 障害のある学生が参加している実験・実習等において、特別にティーチングアシスタント等を配置すること
 - I Cレコーダー等を用いた授業の録音を認めること
 - 授業中、ノートを取ることが難しい学生に、板書を写真撮影することを認めること
 - 不随意運動等により特定の作業が難しい障害者に対して、教職員や支援学生を配置して作業の補助を行うこと
 - 感覚過敏がある学生に、サングラスやノイズキャンセリングヘッドフォン等の着用を認めること
 - 体調が悪くなるなどして、レポート等の提出期限に間に合わない可能性が高いときに、期限の延長を認めること
 - 教室内で、講師やスクリーンに近い席を確保すること
 - 履修登録の際、履修制限のかかる可能性のある選択科目において、機能障害による制約を受けにくい授業を確実に履修できるようにすること
 - 入学時のガイダンス等が集中する時期に、必要書類やスケジュールの確認などを個別に行うこと
 - 授業出席に介助者が必要な場合には、介助者が授業の受講生でなくとも入室を認めること
 - 視覚障害や肢体不自由のある学生の求めに応じて、事務窓口での同行の介助者の代筆による手続きを認めること

第3 合理的配慮の合意形成過程や合理的配慮のその他関連事項（第7条関係）

（合理的配慮の合意形成過程）

合理的配慮の決定過程においては、障害のある学生が、他の者と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するという合理的配慮の目的に照らし、権利の主体が障害のある学生本人にあることを踏まえ、障害者本人の要望に基づいた調整を行う。この際、障害者本人の教育的ニーズと意思を可能な限り尊重しつつ、本学の体制面、財政面を勘案し、「均衡を失しない」又は「過重ではない」負担について、個別に判断する。

（合理的配慮の決定）

本学が合理的配慮を決定するに当たっては、申請のあった学生の障害特性と教育的ニーズを把握し、その上で意思を尊重した配慮ができない場合の合理的理由を含め、本人を含む関係者間において、可能な限り合意形成・共通理解を図った上で決定し、提供することが望まれる。その際、障害学生支援についての専門知識を有する教職員が当該学生本人のニーズをヒアリングし、これに基づいて迅速に配慮内容を決定できるようにする。

（時間的な経緯の考慮）

障害のある学生は、障害の状態・特性等が多様なだけでなく、障害を併せ有する場合や、障害の状態や病状が変化する場合もあることから、時間的な経緯や休学・復学等により必要な支援が変化することに留意する必要がある。

（環境の整備）

なお、合理的配慮を必要とする障害者が多数見込まれる場合、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮の提供ではなく、後述する環境の整備を考慮に入れることにより、中・長期的に安定した配慮や支援を提供できるよう考慮することは重要である。

（意思の表明）

意思の表明に当たっては、具体的な場面において、社会的障壁の除去に関する配慮を必要としている状況にあることを言語（手話を含む。）のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段（通訳を介するものを含む。）により伝えられる。

別表Ⅰ
監督責任者、監督者一覧

教員

部局等	監督責任者	監督者
教育学部	教育学部長	学部選出障がい学生支援部門員
附属小学校	附属小学校校長	附属小学校副校長
附属中学校	附属中学校校長	附属中学校副校長
附属特別支援学校	附属特別支援学校校長	附属特別支援学校副校長
経済学部	経済学部長	学部選出障がい学生支援部門員
システム工学部	システム工学部長	学部選出障がい学生支援部門員
観光学部	観光学部長	学部選出障がい学生支援部門員
紀伊半島価値共創基幹	紀伊半島価値共創基幹長	紀伊半島価値共創副基幹長
食農総合研究教育センター	食農総合研究教育センター長	食農総合研究教育副センター長
紀州経済史文化史研究所	紀州経済史文化史研究所長	紀州経済史文化史研究所副所長
学術情報センター	学術情報センター長	学術情報副センター長
保健センター	保健センター長	保健副センター長
教養・協働教育部門	教養・協働教育部門長	教養・協働教育副部門長
データ・インテリジェンス 教育研究部門	データ・インテリジェンス 教育研究部門長	データ・インテリジェンス 教育研究副部門長
产学連携イノベーションセ ンター	产学連携イノベーションセン ター長	产学連携イノベーション副セン ター長
国際観光学研究センター	国際観光学研究センター長	国際観光学研究副センター長
国際連携部門	国際連携部門長	国際連携副部門長

職員

部局等	監督責任者	監督者
監査室	学長	監査室長
基金事務室	事務局長	基金事務室長
企画課		企画課長
総務課		総務課長
財務課		財務課長
施設整備課		施設整備課長
研究・社会連携課		研究・社会連携課長
学務課		学務課長
入試課		入試課長
学生支援課		学生支援課長
国際交流課		国際交流課長
学術情報課		学術情報課長
附属小学校・中学校		附属小学校副校長
附属特別支援学校		附属特別支援学校副校長
保健センター	保健センター長	保健副センター長

授業等における配慮申請書

提出日：令和 年 月 日

和歌山大学
障がい学生支援部門長様

- 申請書は学生が作成し、所属学部へ提出します。
- 申請書は手書きで記入してもPCで作成してもかまいません。

学生番号 _____
 学部・研究科 _____
 氏名 _____
 連絡先 _____

下記の合理的配慮を希望いたします。

1. 配慮が必要な理由

- 症状・修学上困難になること
 ノートの書取りと聴き取りを同時に行うことが難しいため、課題や試験に関する重要な情報を聞き逃すことが多い。

2. 配慮が必要な事項（該当する□に✓を記入してください。）

- (1) 授業
 (2) 試験
 (3) 実習
 (4) 学内生活

配慮例

- | | |
|-------------------|-------------------|
| ・重要事項の伝達（課題・手続き等） | ・学内の移動・設備利用 |
| ・発表・質疑応答 | ・日常生活動作（トイレ・食事等） |
| ・座席配慮 | ・スケジュール管理・履修相談 |
| ・学外実習（教育実習等） | ・教材（拡大・音訳・点訳・字幕等） |
| ・情報保障 | ・支援機器（福祉用具等）の利用 |
| ・就職・就労 | |

配慮内容

- 課題や試験の情報について、Live Campus あるいは Moodle（個人へのメールでも可）での通知をお願いします。
 ・課題の場合：内容、形式、締切り、提出方法等
 ・定期試験以外の試験の場合：内容、日時、場所、持ち物等
 ・定期試験の場合：試験形態等、内容、日時、場所

記入例

3. 履修科目

- 全履修科目に申請する
 特定の履修科目に申請する →下記の表に記入をお願いします。

科 目	教員名	曜日・限	特 記
○○○論	○○先生	月曜 1限	
○○○概説	○○先生	月曜 2限	
外国語コミュニケーション	○○先生	火曜 1限	
○○○理論	○○先生	火曜 3限	
○○○思想	○○先生	水曜 2限	
○○○Ⅱ	○○先生	木曜 1限	
○○○学	○○先生	金曜 3限	
○○体験演習	○○先生	曜 限	集中講義
○○演習	○○先生	曜 限	ゼミ
		曜 限	
		曜 限	
		曜 限	
		曜 限	
		曜 限	
		曜 限	
		曜 限	

※記入していただいた内容はコーディネート以外の目的で利用しません。

2020 年度
和歌山大学障がい学生支援部門活動報告書

発行日 令和 4 年 3 月 28 日
編集・発行 和歌山大学 障がい学生支援部門（キャンパスライフサポートルーム）
連絡先 〒640-8510 和歌山県和歌山市栄谷 930 南 1 号館 4 階
Tel: 073-457-7155
ホームページ <http://www.wakayama-u.ac.jp/cls/>